

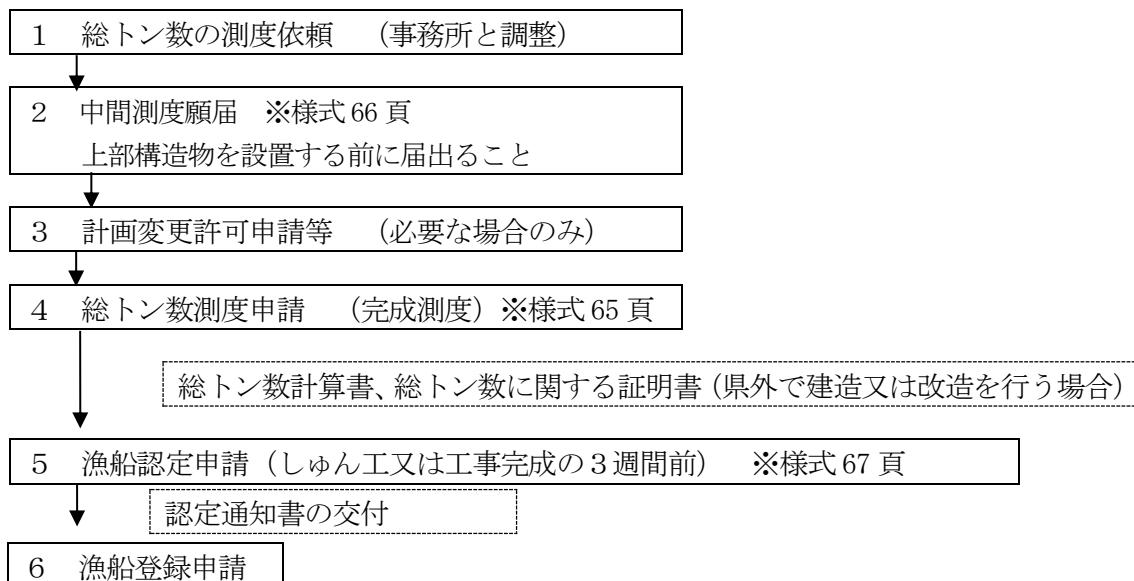
第7 総トン数の測度申請・漁船認定申請

1 漁船の総トンの測度

総トン数 20 トン未満の漁船（一部船舶を除く。）は、あらかじめ、その船舶の所在場所を区域とする都道府県知事、又は管轄する国土交通省令で定める行政官庁の行う船舶の総トン数の測度を受けなければなりません。（小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条第1項）

建造又は改造の許可を受けた動力漁船がしゅん工し、又は改造工事が完成したときは、許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、許可した行政庁の認定を受けなければなりません。ただし、計画総トン数 5 トン未満の動力漁船はこの限りではない。（法第8条）

2 総トン数の測度と漁船認定の手順



※計画総トン数 4.8 トン以上 5 トン未満の船舶では、しゅん工し、又は主要寸法改造工事完成時に、認定に準じた「確認」をしますので、「漁船認定申請」に代え「漁船確認届」を提出してください。

3 留意事項

- (1) 計画総トン数が 5 トン未満の漁船は、漁協職員による総トン数の測度結果や船舶製造者が作成した総トン数測度調書等により、「小型（5 トン未満）漁船の総トン数の測度に関する調書」を作成することができます。
- (2) 計画総トン数が 5 トン以上で、船舶の長さが 10 メートル未満の漁船は、建造・改造等許可及び認定が不要ですが、県等による総トン数の測度を受ける必要があります。
- (3) 小型船舶を漁船へ転用する場合は、総トン数が数値表記してある登録事項証明書やメーカーのカタログデータ等により、「小型（5 トン未満）漁船の総トン数の測度に関する調書」を作成することができます。ただし、カタログデータ等は測度の方法が、現行の規定と異なる場合がありますのでご注意ください。
- (4) 建造又は改造の途中で、総トン数が 5 トンを超えることが判明した場合は、県等による総トン数の測度を受ける必要があります。
- (5) 県外で、建造又は改造を行う場合、原則、契約造船所が所在する都道府県が総トン数の測度を実施します。県が当該都道府県と調整しますのでご連絡ください。
- (6) 計画総トン数 20 トン以上の船舶は、国土交通省が総トン数の測度を行います。
- (7) 中古の調整ジーゼルの推進機関に換装する場合、機関の確認が必要になります。